

少年事件における被害者配慮制度の運用状況
及び原則検察官送致対象事件の概況
- 平成30年1月から12月まで -

1 はじめに

本資料は、平成30年1月から12月までの1年間における被害者配慮制度の運用状況及び原則検察官送致対象事件の概況を取りまとめたものである（平成31年2月集計、令和2年8月数値修正）。

参考として、一部の表を除き、過去5年分（平成26年から平成30年まで）のデータを掲載した。

なお、本資料の数値は、当局の実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

2 本資料上の注意

- (1) 本資料において、被害者配慮制度とは、少年法（以下「法」という。）に定められた、①被害者等による記録の閲覧及び謄写（法第5条の2）、②被害者等の申出による意見の聴取（法第9条の2）、③一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴（法第22条の4）、④被害者等に対する審判状況の説明（法第22条の6）及び⑤被害者等に対する審判結果の通知（法第31条の2）をいう。
- (2) 本資料において、原則検察官送致対象事件とは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの（法第20条第2項）をいう。
- (3) 各項目別割合は、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。
- (4) 令和2年8月、「2 原則検察官送致対象事件の概況について」の数値を訂正した。また、表紙、「1 はじめに」及び図表の表記等を変更した。

目 次

1	被害者配慮制度の運用状況について	1
(1)	被害者等による記録の閲覧及び謄写	1
	表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況	
(2)	被害者等の申出による意見の聴取	2
	表2 意見聴取の運用状況	
	図1 聴取方法の内訳（平成26年1月から平成30年12月までの累計）	
(3)	一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴	3
	表3 審判傍聴の運用状況	
	図2 非行別傍聴実施件数（平成26年1月から平成30年12月までの累計）	
(4)	被害者等に対する審判状況の説明	5
	表4 審判状況の説明の運用状況	
(5)	被害者等に対する審判結果の通知	6
	表5 審判結果通知の運用状況	
2	原則検察官送致対象事件の概況について	7
	表6 原則検察官送致対象事件の終局処分別歴年比較	
	図3 原則検察官送致対象事件の終局処分別構成比 （平成26年1月から平成30年12月までの累計）	
	表7 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成30年）	
	表8 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較 （平成26年1月から平成30年12月までの累計）	
	図4 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別構成比 （平成26年1月から平成30年12月までの累計）	

1 被害者配慮制度の運用状況について

(1) 被害者等による記録の閲覧及び謄写

表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況

年次	申出人数	許可		不許可 人数	理由			取下げ
		人数	比率 (%)		申出 資格外	審判 不開始	その他	
平成26年	1,056	1,042	98.7	8	3	0	5	6
27年	1,137	1,111	97.7	8	0	1	7	18
28年	1,080	1,051	97.3	8	1	3	4	21
29年	1,064	1,039	97.7	9	0	1	8	16
30年	936	894	95.5	23	0	16	7	19
5年累計	5,273	5,137	97.4	56	4	21	31	80

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

(2) 被害者等の申出による意見の聴取

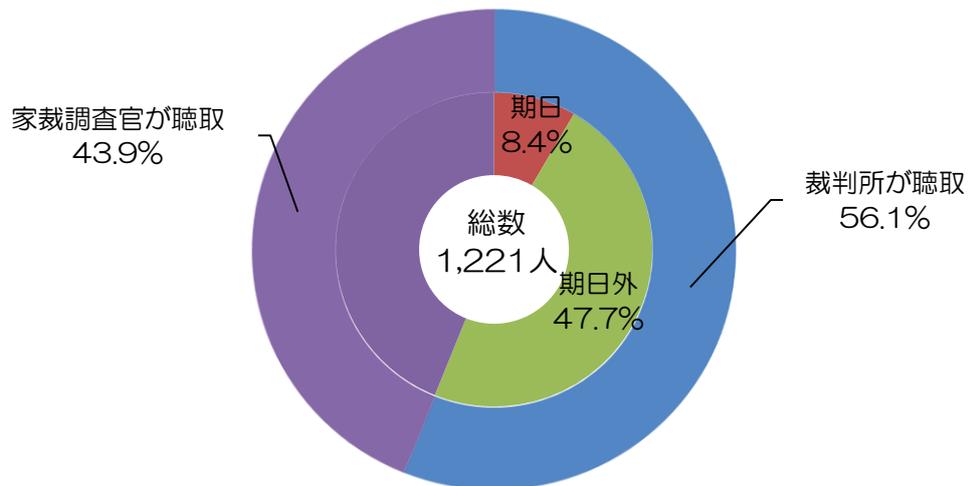
表2 意見聴取の運用状況

年次	申出人数	実施		裁判所が聴取		家裁調査官が聴取	聴取せず
		人数	比率(%)	期日	期日外		
平成26年	270	264	97.8	25	140	99	6
27年	315	301	95.6	21	157	123	14
28年	244	226	92.6	29	94	103	18
29年	236	223	94.5	9	101	113	13
30年	214	207	96.7	19	90	98	7
5年累計	1,279	1,221	95.5	103	582	536	58

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

図1 聴取方法の内訳（平成26年1月から平成30年12月までの累計）



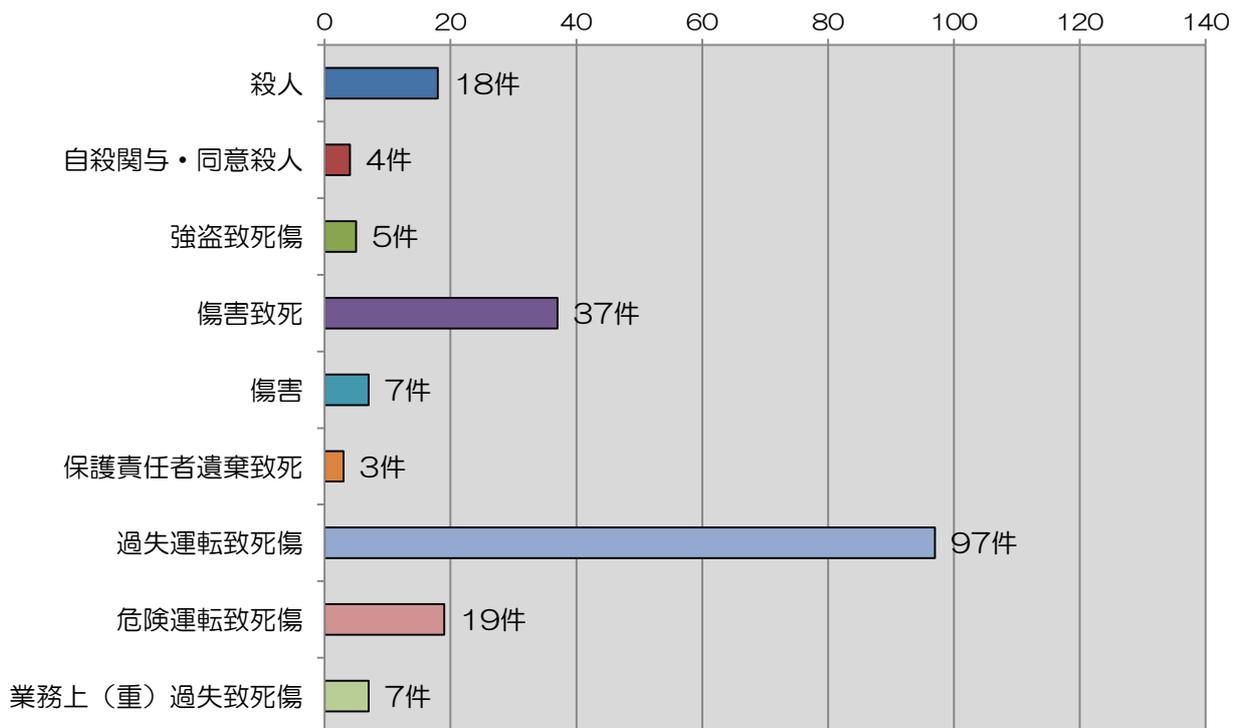
(3) 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴

表3 審判傍聴の運用状況

年次	傍聴対象 事件数	申出のあった 事件数 (申出人数)	傍聴が許可されたもの	
			事件数 (人数)	比率(%) (人数比)
平成26年	91	68 (92)	59 (79)	86.8 (85.9)
27年	74	51 (72)	45 (65)	88.2 (90.3)
28年	74	41 (90)	34 (67)	82.9 (74.4)
29年	78	38 (82)	36 (73)	94.7 (89.0)
30年	68	29 (54)	25 (47)	86.2 (87.0)
5年累計	385	227 (390)	199 (331)	87.7 (84.9)

- (注) 1 「傍聴対象事件数」には、致傷事件のうち、生命に重大な危険が生じたとして被害者等から申出がされたが、裁判所が傍聴対象事件として取り扱わなかったものを含む。
- 2 「申出のあった事件数(申出人数)」には、申出を取り下げたものを含む。
- 3 「比率(%) (人数比)」は、「申出のあった事件数(申出人数)」に対するものである。
- 4 1件の事件につき、複数の被害者等から申出があった場合は、1人でも許可されれば、許可されたものとして集計している。

図2 非行別傍聴実施件数（平成26年1月から平成30年12月までの累計）



- (注) 1 許可された被害者等が傍聴しない場合があるため、許可件数と実施件数は一致しないことがある。
- 2 「殺人」及び「自殺関与・同意殺人」には、未遂を含む。
- 3 「過失運転致死傷」には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱及び無免許運転により加重された罪に係る非行のほか、自動車運転過失致死傷を含む。
- 4 本図の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

(4) 被害者等に対する審判状況の説明

表4 審判状況の説明の運用状況

年次	申出人数	実施した人数				実施しなかった人数				取下げ
		人数	比率(%)	方法		申出資格外	理由		その他	
				口頭	書面		審判不開始			
平成26年	553	545	98.6	24	525	5	0	2	3	3
27年	514	505	98.2	22	491	3	0	2	1	6
28年	362	340	93.9	9	332	22	0	9	13	0
29年	313	302	96.5	9	294	8	0	2	6	3
30年	301	287	95.3	6	284	12	0	9	3	2
5年累計	2,043	1,979	96.9	70	1,926	50	0	24	26	14

- (注) 1 「申出人数」は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。
- 2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。
- 3 「口頭」又は「書面」には、口頭及び書面により説明した場合を含む。
- 4 実施しなかった理由の「その他」には、被害者等が審判を傍聴した結果、別途、審判状況を説明する必要がなくなったと判断された場合等が含まれている。

(5) 被害者等に対する審判結果の通知

表5 審判結果通知の運用状況

年次	申出人数	実施	
		人数	比率(%)
平成26年	1,269	1,266	99.8
27年	1,100	1,090	99.1
28年	991	982	99.1
29年	854	849	99.4
30年	824	817	99.2
5年累計	5,038	5,004	99.3

(注) 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 原則検察官送致対象事件の概況について

表6 原則検察官送致対象事件の終局処分別歴年比較

年次	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
		人 員	比 率 (%)	総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 立 支 援 致	第 1 種 (中 等) 少 年 院 送 致	第 2 種 (特 別) 少 年 院 送 致	第 3 種 (医 療) 少 年 院 送 致			
平成26年	34	26	76.5	7	1	0	5	0	1	0	1	0
27年	32	20	62.5	12	2	0	9	0	1	0	0	0
28年	24	15	62.5	9	0	0	8	0	1	0	0	0
29年	17	9	52.9	8	1	0	6	0	1	0	0	0
30年	14	11	78.6	3	0	0	3	0	0	0	0	0
5年累計	121	81	66.9	39	4	0	31	0	4	0	1	0

(注) 1 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。

2 「比率(%)」は、「総数」に対するものである。

3 平成27年6月施行の少年院法により、従来の初等及び中等少年院は第1種少年院に、特別少年院は第2種少年院に、医療少年院は第3種少年院にそれぞれ名称が変更された(なお、原則検察官送致対象事件で初等少年院送致となった人員は0人である。)。以下の図又は表において同じ。

図3 原則検察官送致対象事件の終局処分別構成比
(平成26年1月から平成30年12月までの累計)

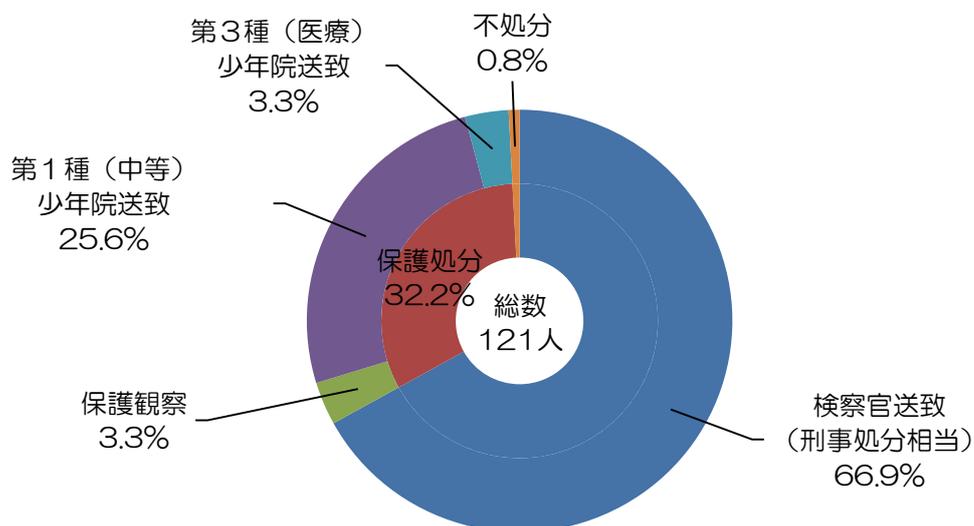


表7 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成30年）

非 行	総 数	検 察 官 送 致 （ 刑 事 処 分 相 当 ）	保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 致	施 設 等 送 致	第 少 年 1 院 送 致	第 少 年 2 院 送 致			
総 数	14	11	3	0	0	3	0	0	0	0	0
殺 人	6	4	2	0	0	2	0	0	0	0	0
強 盗 殺 人	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強 盗 致 死	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危 険 運 転 致 死	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。

2 「殺人」には、刑法202条の罪を含む。

3 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

4 該当がない非行については、記載していない。

表8 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較

(平成26年1月から平成30年12月までの累計)

非 行	総 数	検(刑 事 処 分 相 当) 送 致	保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児施 童設 自立 等送 援致	第少 1年 種(中 等)送 致	第少 2年 種(特 別)送 致	第少 3年 種(医 療)送 致			
総 数	121	81	39	4	0	31	0	4	0	1	0
殺 人	44	22	22	3	0	15	0	4	0	0	0
強盗殺 人	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致 死	4	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	44	31	12	1	0	11	0	0	0	1	0
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0
危 険 運 転 致 死	19	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0

(注) 1 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。

2 「殺人」には、刑法202条の罪を含む。

3 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

4 該当がない非行については、記載していない。

図4 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別構成比

(平成26年1月から平成30年12月までの累計)

